

No. 9

令和 7 年（12月）

第 4 回定例会議案
参 考 資 料

熊谷市

目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第109号	熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表	企画課	1
第110号	熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例案新旧対照表	教育総務課	3
第111号	熊谷市育英資金貸付に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	教育総務課	4
第112号	熊谷市立文化センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表	プラネタリウム館	5
第113号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	6
第114号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	7
第115号	熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	11
第116号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事)	こども課	12
第117号	工事請負契約の締結についての変更について (準用河川新星川改修工事)	河川課 (契約課)	13
第118号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事(1期))	教育総務課 (契約課)	14
第126号	大里広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約案新旧対照表	企画課	15
第127号	認定路線調書・位置図	管理課	16
第128号	廃止路線調書・位置図	管理課	20
第129号	業者名及び審査結果 (新熊谷学校給食センター整備事業)	教育総務課	24

議案第109号の参考資料

熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市行政組織条例（平成17年条例第6号）

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(設置)	(設置)
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長は、その権限に属する事務を分掌させるために、次に掲げる部及び室を設けるものとする。	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長は、その権限に属する事務を分掌させるために、次に掲げる部及び室を設けるものとする。
市長公室	市長公室
総合政策部	総合政策部
総務部	総務部
市民部	市民部
福祉部	福祉部
<u>こども健康部</u>	
環境部	環境部
産業振興部	産業振興部
都市整備部	都市整備部
建設部	建設部
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 部及び室の分掌事務を次のとおり定める。	第2条 部及び室の分掌事務を次のとおり定める。
市長公室～総務部 (略)	市長公室～総務部 (略)
市民部	市民部
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
福祉部	福祉部
(1) 福祉の総合的な調整に関すること。	(1) 福祉の総合的な調整及び生活保護に関すること。
<u>(2) 生活保護に関すること。</u>	<u>(2)・(3) (略)</u>
<u>(3)・(4) (略)</u>	<u>(4) 児童福祉及び母子福祉に関すること。</u>
<u>こども健康部</u>	<u>(5) 青少年の育成保護に関すること。</u>
<u>(1) 児童、母子及び父子の福祉に関すること。</u>	<u>(6) その他社会福祉に関すること。</u>
<u>(2) 青少年の育成保護に関するこ</u>	

改 正 案	現 行
<p><u>と。</u></p> <p>(3) <u>保健予防に關すること。</u></p> <p>環境部～建設部 (略)</p>	<p>環境部～建設部 (略)</p>

議案第110号の参考資料

熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市入学準備金貸付条例（平成17年条例第99号）

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行																		
<p>(貸付金の額等)</p> <p>第5条 貸付金の区分、貸付限度額及び返還期間は、次の表のとおりとし、貸付金は、貸付けをした月の翌月から起算して<u>6か月</u>据え置き、<u>規則で定める方法</u>により返還するものとする。ただし、貸付金の返還未済額の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>貸付限度額</th><th>返還期間 (据置期間を含む。)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>大学 専修学校(専門課程又は専攻科)</td><td>500,000円</td><td>48月</td></tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	区分	貸付限度額	返還期間 (据置期間を含む。)	(略)	(略)	(略)	大学 専修学校(専門課程又は専攻科)	500,000円	48月	<p>(貸付金の額等)</p> <p>第5条 貸付金の区分、貸付限度額及び返還期間は、次の表のとおりとし、貸付金は、貸付けをした月の翌月から起算して<u>6箇月</u>据え置き、<u>規則の定める方法</u>により、返還するものとする。ただし、貸付金の返還未済額の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>貸付限度額</th><th>返還期間 (据置期間を含む。)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>大学 専修学校(専門課程)</td><td>500,000円</td><td>48月</td></tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	区分	貸付限度額	返還期間 (据置期間を含む。)	(略)	(略)	(略)	大学 専修学校(専門課程)	500,000円	48月
区分	貸付限度額	返還期間 (据置期間を含む。)																	
(略)	(略)	(略)																	
大学 専修学校(専門課程又は専攻科)	500,000円	48月																	
区分	貸付限度額	返還期間 (据置期間を含む。)																	
(略)	(略)	(略)																	
大学 専修学校(専門課程)	500,000円	48月																	

議案第111号の参考資料

熊谷市育英資金貸付に関する条例の一部を改正する条例案新旧
対照表

熊谷市育英資金貸付に関する条例(平成17年条例第100号)
(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(貸与の金額)</p> <p>第4条 資金は、次の金額の範囲内で市長が定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 専修学校高等課程の<u>学生</u>1人 月額 15,000円以内</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 専修学校専門課程又は専攻科の<u>学生</u>1人 月額 30,000円以内</p>	<p>(貸与の金額)</p> <p>第4条 資金は、次の金額の範囲内で市長が定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 専修学校高等課程の<u>生徒</u>1人 月額 15,000円以内</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 専修学校専門課程の<u>生徒</u>1人 月額 30,000円以内</p>

議案第112号の参考資料

熊谷市立文化センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立文化センター条例（平成17年条例第105号）

(下線部分は改正部分)

改正案	現行																				
<p><u>別表第3（第8条関係）</u></p> <p><u>プラネタリウム館使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>小学生・中学生</u></td><td><u>1人1回につき</u> <u>100円</u></td></tr> <tr> <td><u>上記以外の者（小学校就学前の者を除く。）</u></td><td><u>1人1回につき</u> <u>200円</u></td></tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u> 小学校就学前の者は、無料とする。</p>	区分	金額	<u>小学生・中学生</u>	<u>1人1回につき</u> <u>100円</u>	<u>上記以外の者（小学校就学前の者を除く。）</u>	<u>1人1回につき</u> <u>200円</u>	<p><u>別表第3（第8条関係）</u></p> <p><u>プラネタリウム館使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>小学校入学前</u></td><td><u>1人1回につき</u> <u>50円</u></td></tr> <tr> <td><u>小学生</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>中学生</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>高校生</u></td><td><u>1人1回につき</u> <u>100円</u></td></tr> <tr> <td><u>大学生</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>一般</u></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p><u>付添人のいる小学校入学前の者が座席を利用しない場合は、無料とする。</u></p>	区分	料金	<u>小学校入学前</u>	<u>1人1回につき</u> <u>50円</u>	<u>小学生</u>		<u>中学生</u>		<u>高校生</u>	<u>1人1回につき</u> <u>100円</u>	<u>大学生</u>		<u>一般</u>	
区分	金額																				
<u>小学生・中学生</u>	<u>1人1回につき</u> <u>100円</u>																				
<u>上記以外の者（小学校就学前の者を除く。）</u>	<u>1人1回につき</u> <u>200円</u>																				
区分	料金																				
<u>小学校入学前</u>	<u>1人1回につき</u> <u>50円</u>																				
<u>小学生</u>																					
<u>中学生</u>																					
<u>高校生</u>	<u>1人1回につき</u> <u>100円</u>																				
<u>大学生</u>																					
<u>一般</u>																					

議案第113号の参考資料

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行				
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)</u> (以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該<u>健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></td><td style="padding: 5px;"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td style="padding: 5px;"><u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr> </table> <p>3・4 (略)</p>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該<u>健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				

議案第114号の参考資料

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第15号）

（下線部分は改正部分）

改正案

熊谷市特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく一時預かり事業の利用に係る教育・保育給付認定保護者、扶養義務者又は保護者が負担すべき費用について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額）

第3条 教育・保育給付認定保護者（第2号の場合にあっては、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を規則で定める日までに支払わなければならない。

（1）～（4）（略）

2・3（略）

4 第2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯のうち2人以上が同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合その他の規則で定める場合における第1項第1号から第3号までの額は、規則で定める。

（一時預かり事業の利用者負担額）

第4条 熊谷市立保育所において実施する一時預かり事業を利用した乳幼児の保護者は、その都度、別表第3に定める額を市長に支払わなければならない。

（利用者負担額の減免）

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより第3条第1項各号及び前条に定める額を減額し、又は免除することができる。

別表第1（第3条関係）

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国		

現 行

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者が負担すべき費用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(利用者負担額)

第3条 教育・保育給付認定保護者（第2号の場合にあっては、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を規則で定める日までに支払わなければならない。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(2人以上が利用する場合における利用者負担額)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯のうち2人以上が同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合その他の規則で定める場合における同条第1項第1号から第3号までの額は、規則で定める。

(利用者負担額の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより第3条第1項各号に定める額を減額し、又は免除することができる。

別表第1（第3条関係）

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国		

A	した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親が教育・保育給付認定保護者である世帯	(略)	(略)

別表第2（第3条関係）

(略)

別表第3（第4条関係）

区分	利用者負担	
	満3歳未満	満3歳以上
1日利用	1人1日につき 3,000円	1人1日につき 2,500円
時間利用	1人1時間につき 700円	

備考

- 1 「1日利用」とは、市長が別に定める利用時間の全てを利用する場合をいう。
- 2 「時間利用」における利用時間については、1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

A	した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親が教育・保育給付認定保護者である世帯	(略)	(略)

別表第2（第3条関係）

(略)

議案第115号の参考資料

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例
(令和元年条例第33号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表（第2条、第6条関係）		別表（第2条、第6条関係）	
職 種	月 額	職 種	月 額
(略)	(略)	(略)	(略)
2 保健師、 看護師及び <u>准看護師</u>	給与条例別表第2医 療職給料表に定める 2級における最高の 号給の給料月額	2 保健師、 看護師、准 <u>看護師及び</u> <u>歯科衛生士</u>	給与条例別表第2医 療職給料表に定める 2級における最高の 号給の給料月額

議案第116号の参考資料 工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事）

変更請求負代金額算出表		
当 初 請 負 代 金 額		
税込		
4,031,819,000		
	+	=
	増 加 額 (第1回変更)	請負代金額 (第1回変更)
	税込	
	910,239,715	
		税込
		4,942,058,715
請負代金額 (第1回変更後)		
税込		
4,942,058,715		
	+	=
	増 加 額 (第2回変更)	請負代金額 (第2回変更)
	税込	
	59,268,000	
		税込
		5,001,326,715
請負代金額 (第2回変更後)		
税込		
5,001,326,715		
	+	=
	増 加 額 (第3回変更)	請負代金額 (第3回変更)
	税込	
	202,292,043	
		税込
		5,203,618,758
当初請負代金額との差額		1,171,799,758 円の増
請負代金額 (第2回変更) との差額		202,292,043 円の増

議案第117号の参考資料 工事請負契約の締結についての変更について（準用河川新星川改修工事）

変更請負代金額算出表

当初設計額	当初請負代金額	変更設計工事価格	変更請負代金額	消費税等相当額	摘要
税込 266,486,000	税込 247,830,000	税別 261,715,000	税込 267,732,300	内 24,339,300	

当初請負代金額	247,830,000	×	変更設計工事価格	261,715,000	=	243,393,005
当初設計金額	266,486,000					
(請負率)	92.99%					

変更請負工事価格	243,393,000	× 0. 10 =	24,339,300 消費税等相当額
----------	-------------	-----------	--------------------

合計(変更請負代金額) = **267,732,300**

当初請負代金額との差額 **19,902,300** 円の増

議案第118号の参考資料 工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（1期））

変更請負代金額算出表						
当初設計額	当初請負代金額	変更設計工事価格	変更請負代金額	消費税等相当額	摘要	
税込	税込	税別	税込	内		
406,120,000	383,900,000	380,600,000	395,670,000	35,970,000		

当初請負代金額	383,900,000	×	変更設計工事価格	380,600,000	=	359,743,120
当初設計金額	406,120,000				変更請負工事価格(改め)	359,700,000
(請負率)	94.52%					

変更請負工事価格	359,700,000	× 0. 10 =	35,970,000 消費税等相当額
----------	-------------	-----------	--------------------

請負代金額(第1回変更)		合計(変更請負代金額) =	395,670,000
税込			
387,970,000			

当初請負代金額との差額	11,770,000 円の増
請負代金額(第1回変更)との差額	7,700,000 円の増

議案第126号の参考資料

大里広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約案新旧対照表
大里広域市町村圏組合規約（昭和47年埼玉県指令地第1781号）

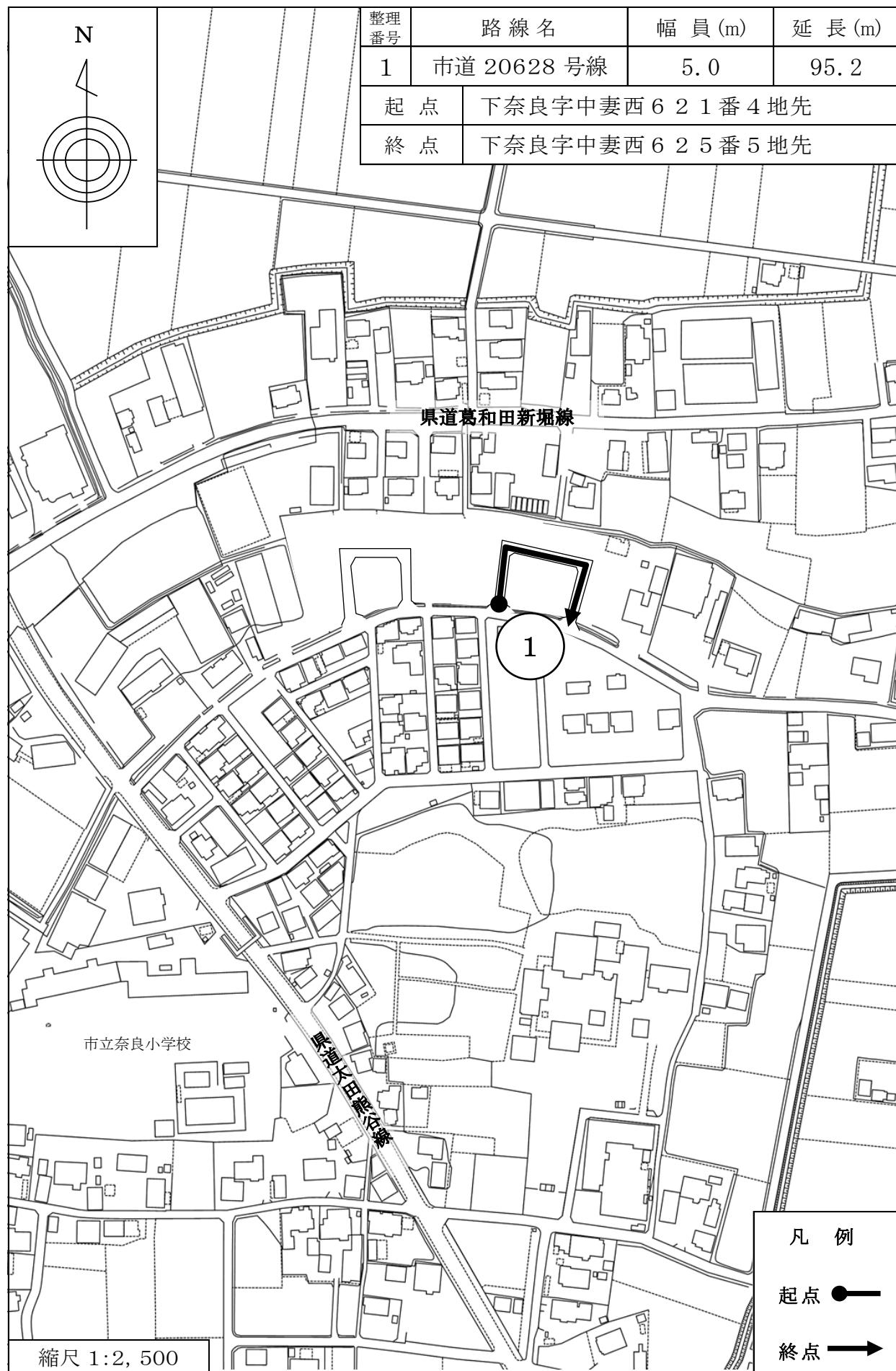
（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(共同処理する事務) 第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1) ごみ焼却施設の管理運営に関すること。 (2)・(3) (略)	(共同処理する事務) 第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1) ごみ焼却施設の <u>建設及び</u> 管理運営に関すること。 (2)・(3) (略)

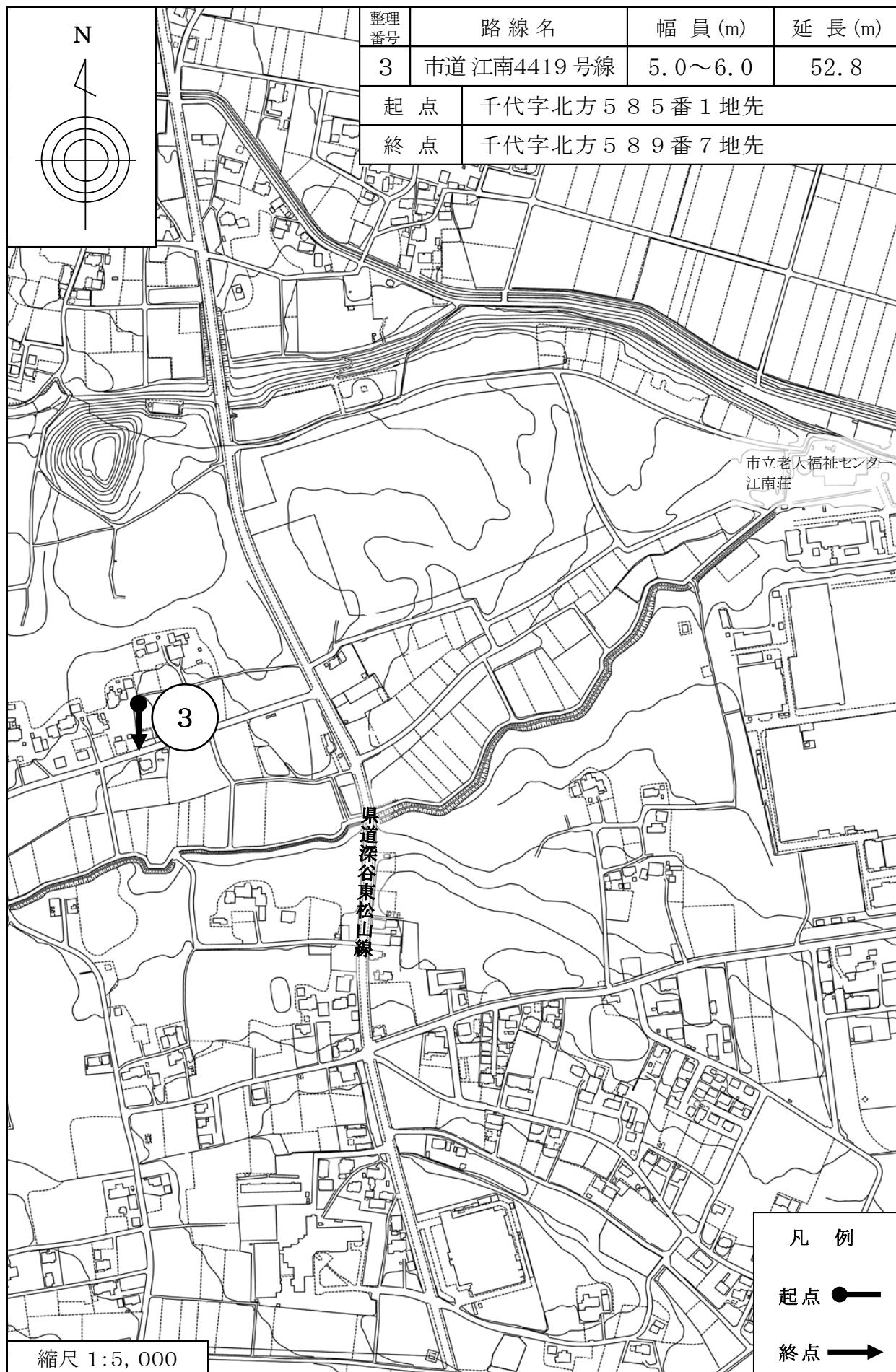
議案第 127 号の参考資料

認定路線調書・位置図

整理番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 20628 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
2	市道 50883 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
3	市道 江南4419 号線	未認定の道路を市道として管理したいため

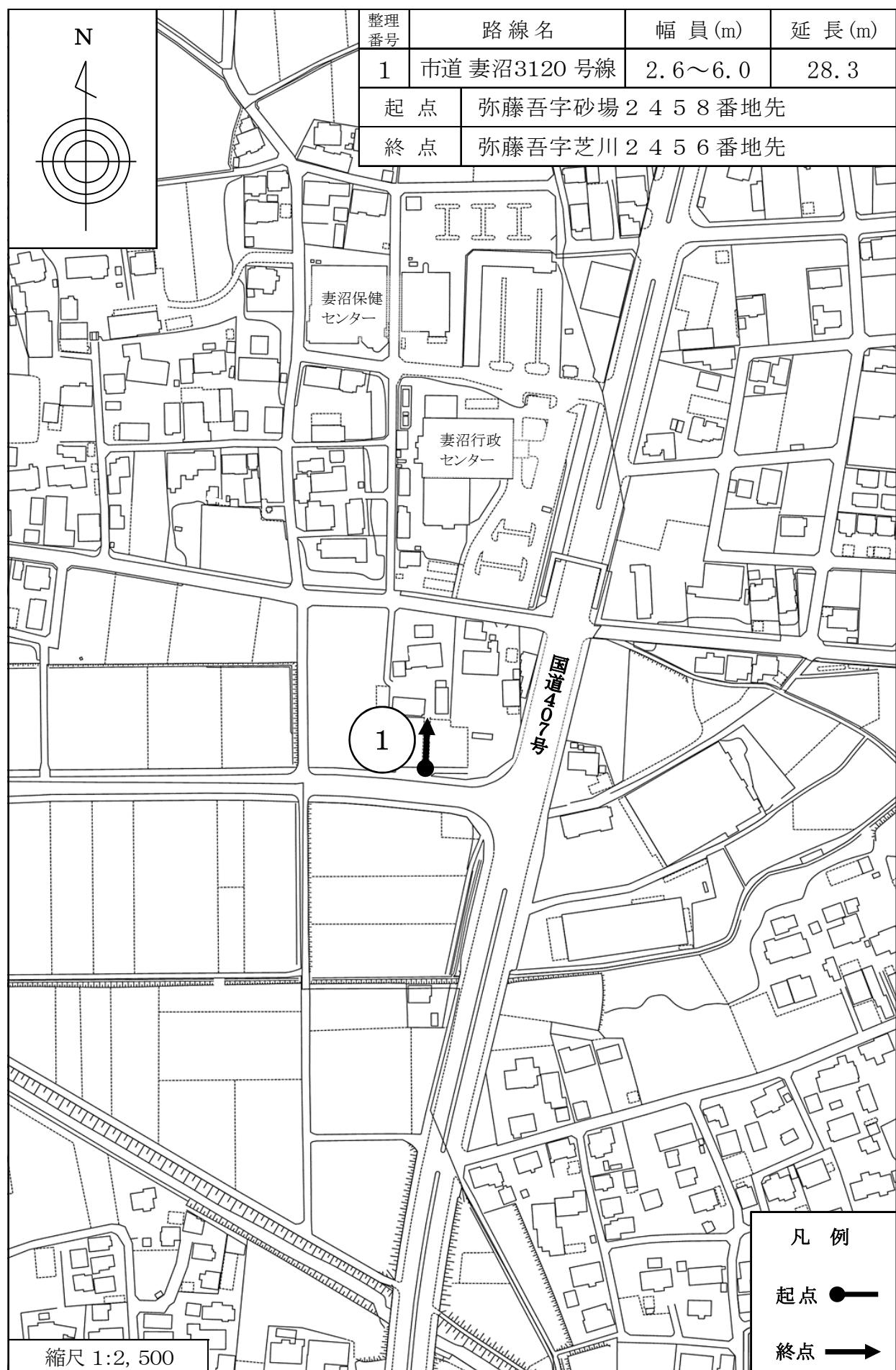


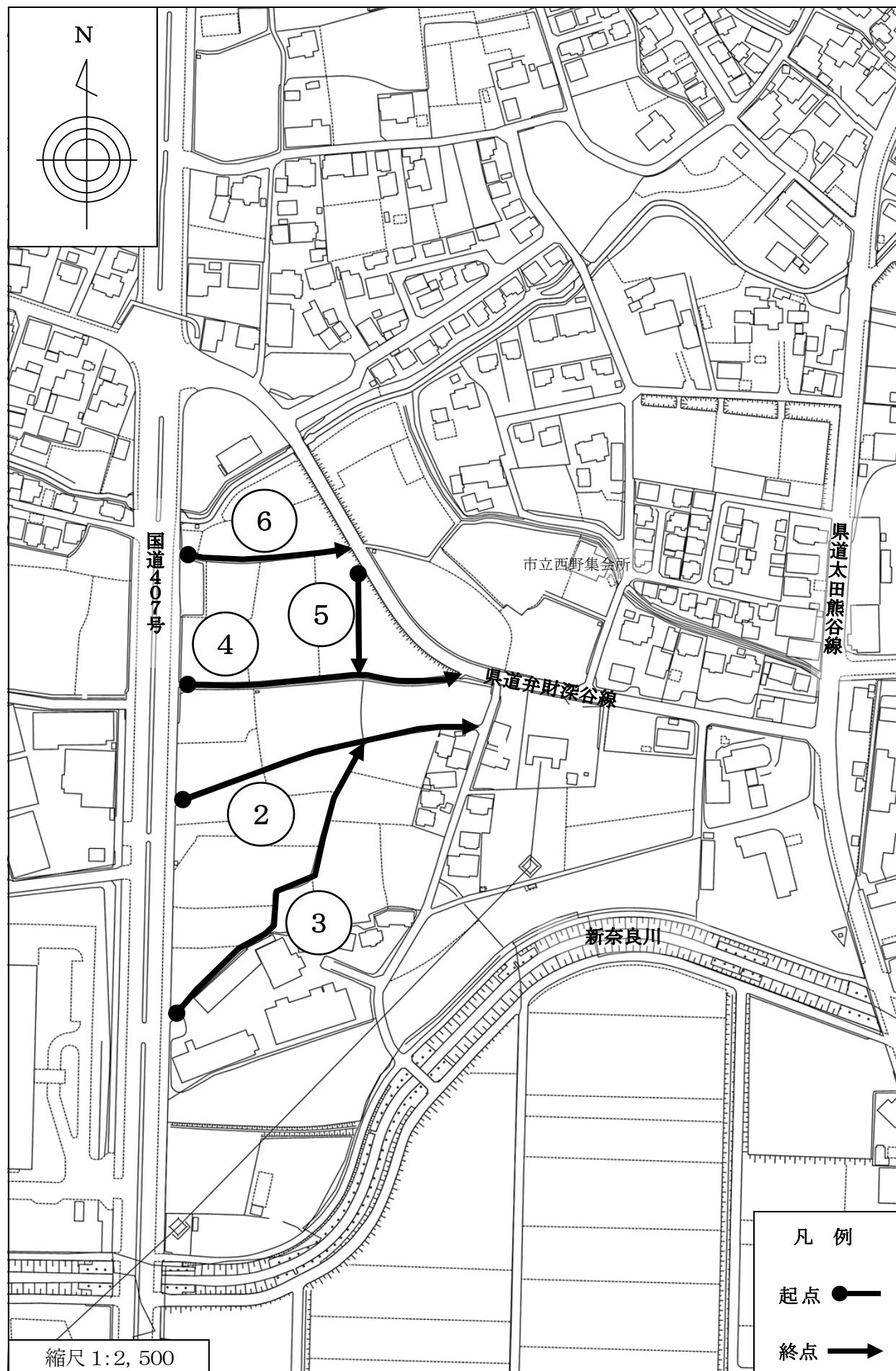




廃止路線調書・位置図

整理番号	路 線 名	廃 止 理 由
1	市道 妻沼3120 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
2	市道 妻沼4122 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
3	市道 妻沼4123 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
4	市道 妻沼4124 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
5	市道 妻沼4125 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
6	市道 妻沼4126 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため





整理 番号	路線名	起 点	幅員 (m)	延長 (m)
		終 点		
2	市道 妻沼4122号線	西野字出口108番地先	1.4~2.8	159.8
		西野字出口100番1地先		
3	市道 妻沼4123号線	西野字腰巻79番2地先	1.3~2.2	181.4
		西野字腰巻99番地先		
4	市道 妻沼4124号線	西野字道祖神221番地先	0.9~1.5	143.9
		西野字道祖神231番1地先		
5	市道 妻沼4125号線	西野字道祖神231番1地先	1.0	53.8
		西野字道祖神231番1地先		
6	市道 妻沼4126号線	西野字道祖神215番2地先	1.5~1.8	85.5
		西野字道祖神226番地先		

業者名及び審査結果

事業名	新熊谷学校給食センター整備事業				
事業場所	熊谷市原島地内ほか				
審査年月日	令和7年8月27日				
提案価格の上限額	19,005,317,000円				
番号	業者名	審査内容			結果
		金額	総合評価※	順位	
1	東洋食品グループ	円 18,190,431,282	性能評価点：562 価格評価点：42 総合評価点：604	点 1	最優秀提案者
2	シダックス大新東ヒューマンサービスグループ	17,393,010,255	性能評価点：474 価格評価点：85 総合評価点：559	2	
3	ジーエスエフグループ	18,924,182,386	性能評価点：536 価格評価点：4 総合評価点：540	3	

※ 性能評価点と価格評価点の和を総合評価点とし、一番高い得点を得た者を最優秀提案者とする。

契約の相手方	契約総額	うち消費税等の額
株式会社熊谷学校給食サービス (東洋食品グループの構成企業 が出資して設立した特別目的会 社)	18,190,431,282 円	1,606,315,831 円

1 事業名 新熊谷学校給食センター整備事業

2 事業場所 熊谷市原島地内ほか

3 事業概要

- (1) 設計
- (2) 建設
- (3) 維持管理
- (4) 運営

4 契約の相手方の概要

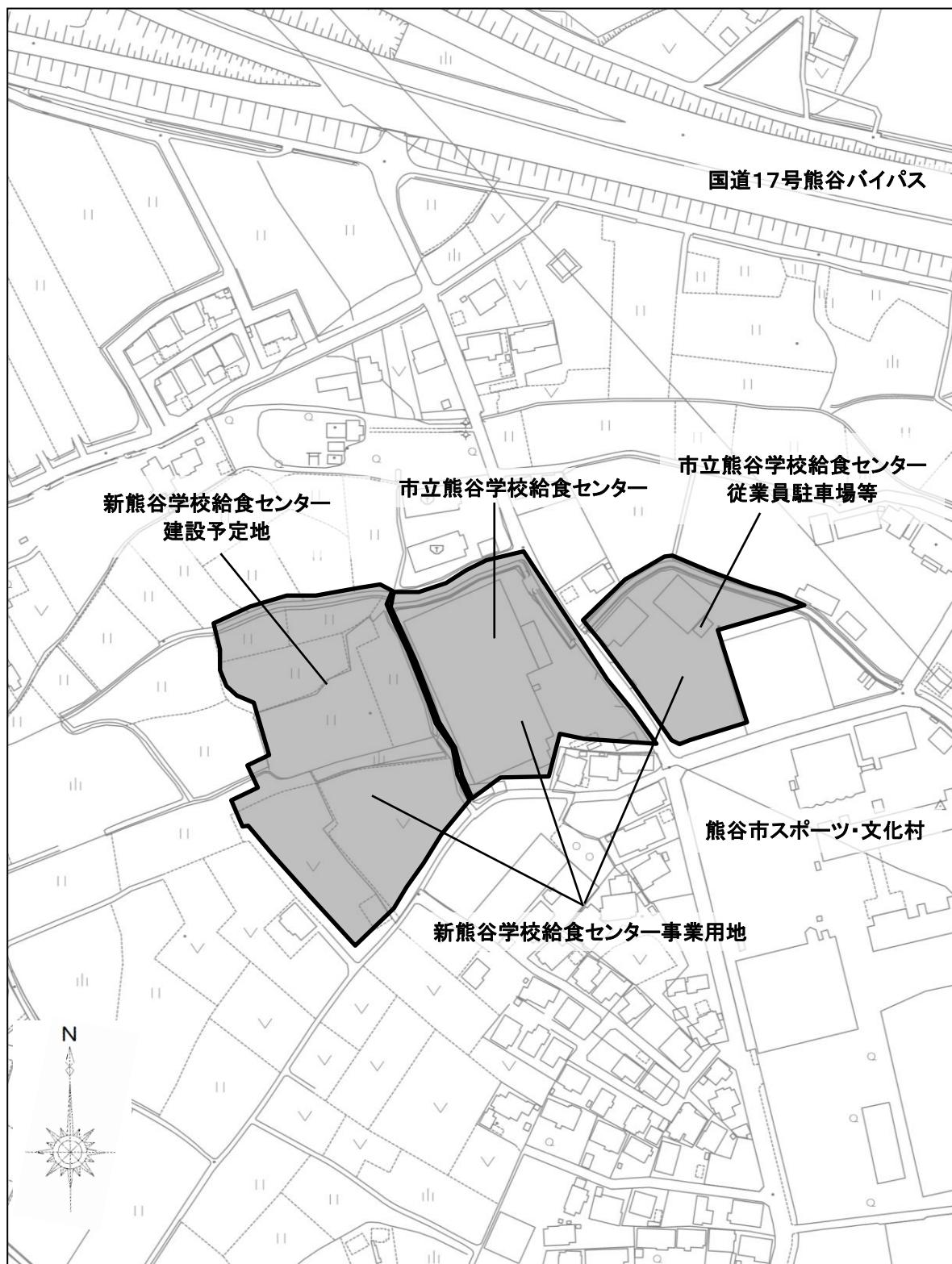
- (1) 株式会社熊谷学校給食サービスは、東洋食品グループの構成企業が出資して設立した特別目的会社である。
- (2) 契約の相手方への出資状況

出資者	出資比率
株式会社東洋食品	39%
東亜建設工業株式会社	21%
株式会社オーエンス	10%
NECキャピタルソリューション株式会社	10%
大和建設株式会社	9%
タニコー株式会社	8%
株式会社アイホー	2%
株式会社楠山設計	1%

5 施設概要

- (1) 屋内施設
学校給食センター
- (2) 屋外施設
駐車場、駐輪場及び緑地

新熊谷学校給食センター建設予定地 位置図



新熊谷学校給食センター完成予想図



外観イメージ（南東側）



